

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2022年 第9回 春日部市農業委員会総会	
開催日時		令和4年9月26日(月)	開 会
			閉 会
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室	
議長氏名		会長 齋藤 千松	
出席者	農業委員	(出席人数：11人)	
		2	小川 利雄
		3	市川 大倫
		4	新井 久義
		5	萩原 勝
		9	横井 貞夫
		10	福山 裕司
		14	大塚 房男
		15	飯島 優子
		16	高橋 公彦
		17	伊藤 弘子
	19	齋藤 千松	
		(欠席人数：0人)	
事務局	(出席人数：5人)		
	農業委員会事務局長 寺林 敬峰	農業委員会事務局次長 金子 昌行	
	農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主任 森田 喜夫	
	農地振興担当主事 加藤 祐一		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第5条(知事)：公開
		日程2	租税特別措置法適格者証明：公開
		日程3	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開
		日程4	春日部市農地パトロール(利用状況調査)実施要領の改定について：公開

	日程 5 農業委員の辞任について：公開 日程 6 農業委員の辞任について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>小川 利雄</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市川 大倫</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新井 久義</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	小川 利雄	3	市川 大倫	4	新井 久義
	議席番号	委員氏名							
	2	小川 利雄							
	3	市川 大倫							
4	新井 久義								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第9回総会を開会いたします。</p> <p>今回は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は出ていないものの、感染者がまだまだ多いため、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日9時20分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）（利用権）</p> <p>(2) 春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について</p> <p>(3) 農業委員の辞任について（諮問）（2件）</p> <p>以上、3項目について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第5条（知事）、1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号、租税特別措置法適格者証明、1議案3件</p> <p>日程3 議案第3号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、 1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号、春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、農業委員の辞任について、1議案1件</p> <p>日程6 議案第6号、農業委員の辞任について、1議案1件</p> <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番小川利雄委員、3番市川大倫委員、4番新井久義委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の</p>

説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。

議長

それでは、議事にはいります。

日程1、議案第1号、農地法第5条（知事）を議題といたします。申請番号59番から61番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第5条（知事）について許可申請が3件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。

申請番号59番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、土地を所有する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号60番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は金属類の買取・販売業を営んでおり、転用計画は資材置場の拡張です。現在は申請農地の南側隣地に資材置場を設置し、使用していますが、現在の資材置場が手狭になったこと、地続きであること、他に適地を探したものの無かったことから今回の申請に至った、とのこと。現在使用している資材置場は引き続き使用するとのこと。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として鉄板防護壁を設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されていますが、土地の売買契約書によれば、譲受人である法人の代表取締役個人での契約となっており、法人が施行することになっている資金計画書と差異が生じています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未

満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号61番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は資産の流動化に関する法律に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分に関する業務を営んでおり、申請農地の外、隣接する宅地及び雑種地と併せて物流倉庫を新設する計画です。2021年3月に設置した物流倉庫の稼働が100パーセントとなり、まだまだ重要が見込めるとのことから今回の申請に至ったものです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。案内図、詳細図のうち、点線で囲まれたところが開発対象地域、実線で囲まれたところが農地転用対象地域です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理でオーバーフロー分は既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は公共下水道に区域外放流する計画で、現在、市長あてに協議書を提出済みです。資金計画については金融機関及び投資会社からの融資で、金融機関からは特定貸付及び特定社債引受に関する基本条件案が、投資会社からは投資表明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号59番について議席番号3番市川大倫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号59番について報告いたします。令和4年9月8日に上原農業委員、大塚推進委員と私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、現在、菜園として野菜が作付けされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、

報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番大塚房男委員より申請番号59番、60番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号59番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号60番について、事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、申請書に添付のあった資金計画書では、譲受人である法人が土地を購入することになっておりますが、土地の売買契約書では、法人の代表取締役個人の契約となっております。このことについて差異が生じていることから、埼玉県審査にあたっては資金計画について十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により、この条件を付して許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号15番飯島優子委員より申請番号61番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号61番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号60番について、事前審査委員より許可相当とし条件を付する必要がある、と報告がありました。よって申請番号60番と、申請番号59番、61番を別々に審

議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号60番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし事前審査の報告のとおり意見書に条件を付することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第5条(知事)、申請番号60番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号59番、61番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第5条(知事)、申請番号59番、61番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。61番については農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に日程2、議案第2号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号18番から20番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号、租税特別措置法適格者証明について、申請が3件ありましたので審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。

議案書3頁、申請番号18番。詳細は議案書のとおり。案内図は7頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。

次に、申請番号19番。詳細は議案書のとおり。案内図は8頁及びスクリ

ーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は60日、今後も農業経営を行うとのことです。

次に、議案書4頁、申請番号20番。詳細は議案書のとおり。案内図は9頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

議長

次に、申請番号18番、19番について、事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、申請番号18番及び19番について報告いたします。

はじめに、申請番号18番についてですが、濱野推進委員より、齋藤会長、飯島農業委員、遠藤推進委員の4名で、令和4年9月13日に申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地が水稻の収穫後であり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました、と報告がありました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

次に、申請番号19番についてですが、朝倉推進委員より、山崎農業委員、鈴木農業委員の3名で、令和4年9月13日に申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地が耕起され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました、と報告がありました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号20番について、議席番号4番新井久義委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号20番について報告いたします。令和4年9月14日に大塚農業委員、田口推進委員、野村推進委員と私の4名で申請地の現地調査を実施したところ、申請地のうち2筆では水稻が、外の10筆では果樹が栽培されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番飯島優子委員より申請番号18番の事前審査の報告を求めます。

委員	申請番号18番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。
議長	次に、議席番号16番高橋公彦委員より申請番号19番、20番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号19番、20番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号18番から20番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号、租税特別措置法適格者証明、申請番号18番から20番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程3、議案第3号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5頁をご覧ください。これは利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求められたので審議を求めるものです。8月25日に農業委員に説明し、9月7日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書6頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定し、春日部市長あて回答することに決しました。</p>
議長	<p>次に、日程4、議案第4号、春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について、議案書10頁をご覧ください。農地法第30条第1項の規定に基づく春日部市農地パトロール（利用状況調査）を実施するにあたり、国の「令和4年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領」の内容に合わせて改定したく、提案するものです。次に議案書11頁をご覧ください。主な改定箇所がございますが、はじめに第2条、農地パトロールの実施時期では、本市の実施時期に合わせました。次に第3条、実施の対象及び内容では、実施の対象に農業委員会事務局を加えました。次に第4条、趣旨の徹底では本市の名称である「実施説明会」に合わせました。最後に議案書12頁、第6条、調査結果の整理等の（4）では非農地の判断方法について、国の実施要領に合わせました。このことについて、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>

議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、春日部市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改定について、原案のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に日程5、議案第5号、農業委員の辞任について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農業委員の辞任について、審議を求めます。議案書16頁をご覧ください。令和4年8月29日付けで農業委員から春日部市長あてに辞任届が提出されました。次に議案書15頁をご覧ください。春日部市長より令和4年9月16日付けで農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員の辞任に関する意見を求められたので、審議を求めるものです。辞任届のあった農業委員は議案書のとおりです。理由は議案書16頁、辞任届のとおりでございます。このことについて議案書14頁のとおり答申してよいかご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>本案については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。該当する委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>（休憩）（該当委員退室）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、農業委員の辞任について、原案のとおり答申することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、農業委員の辞任について、原案のとおり春日部市長あて答申することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>（休憩）（該当委員入室）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>

議長	次に、日程 6、議案第 6 号、農業委員の辞任について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農業委員の辞任について、審議を求めます。議案書 20 頁をご覧ください。令和 4 年 8 月 31 日付けで農業委員から春日部市長あてに辞任届が提出されました。次に議案書 19 頁をご覧ください。春日部市長より令和 4 年 9 月 16 日付けで農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業委員の辞任に関する意見を求められたので、審議を求めます。辞任届のあった農業委員は議案書のとおりです。理由は議案書 20 頁、辞任届のとおりでございます。このことについて議案書 18 頁のとおり答申してよいかご審議お願いいたします。
議長	<p>本案については、農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。該当する委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (該当委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号、農業委員の辞任について、原案のとおり答申することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 6 号、農業委員の辞任について、原案のとおり春日部市長あて答申することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (該当委員入室)</p>
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	次に、 日程 6 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)

日程7 報告第2号、農地法第4条（届出）
 日程8 報告第3号、農地法第5条（届出）
 日程9 報告第4号、農地法第5条（取下願）
 日程10 報告第5号、違反転用事案報告について
 つきましては、議案書の21頁から28頁にお示しのとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第9回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時37分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番